

中小事業者等が新規取得した先端設備等導入計画に基づく設備に関する特例について

生産性向上特別措置法に基づいて、「先端設備等導入計画」を申請し認定を受けることで、地方税法の規定による固定資産税（償却資産）の課税標準の特例を受けることができます。

1. 中小事業者等が取得した設備等に対する課税標準の特例の概要

中小事業者等が、期間中（平成30年6月6日～令和3年3月31日）に、本市の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合、対象となる償却資産の課税標準額が、3年度にわたってゼロになります。（地方税法附則第15条第47項）
なお、認定を受けた資産が全て課税標準の特例の対象となるわけではありません。

※課税標準額がゼロになるのは宇治市の制度です。（課税標準額は各市町村で定めた割合に軽減されます。）

2. 対象者

- ① 先端設備導入計画の認定を受けていること。
- ② 中小事業者等に該当すること。

【中小事業者とは】

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※以下の法人は中小事業者とはなりません。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人）から2分の1以上の出資を受ける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

3. 課税標準の特例措置となる一定の設備

要件を満たす資産は以下のとおりになります。

- ① 一定期間内に販売されたモデル（下記の表参照）
- ② 生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上している設備

《対象となる設備》

設備の種類	販売開始時期	取得価格	特例率	適用期間	適用年数	根拠条文
機械装置	10年以内	160万円以上	ゼロ	平成30年6月6日～令和3年3月31日	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年	地方税法附則第15条47項
測定工具及び検査工具	5年以内	30万円以上	ゼロ	平成30年6月6日～令和3年3月31日	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年	地方税法附則第15条47項
器具備品	6年以内	30万円以上	ゼロ	平成30年6月6日～令和3年3月31日	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年	地方税法附則第15条47項
建物附属設備	14年以内	60万円以上	ゼロ	平成30年6月6日～令和3年3月31日	新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年	地方税法附則第15条47項

※ 建物附属設備は償却資産に課税されるものに限る。

4. 償却資産申告書に添付が必要な書類

- ① 償却資産に係る課税標準の特例適用申請書（宇治市様式）
- ② 「先端設備等導入計画に係る認定申請書」の写し
- ③ 「先端設備等導入計画認定書」の写し
- ④ 「工業会等による証明書」の写し

※リース会社が申告する場合は上記書類以外に、別途以下の書類も必要になります。

- ⑤ 「リース契約見積書」の写し
- ⑥ 「リース事業協会が確認した軽減額計算書」の写し